

多田川流域治水部会を開催

～令和4年7月の大雨を踏まえ多田川の流域治水に取り組みます～

近年の気候変動による水害の激甚化、頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を推進しています。

7月15日から16日の豪雨を受け、堤防決壊による被害のあった名蓋川や溢水による被害のあった大江川を含む多田川流域において、鳴瀬川等流域治水協議会の下に「多田川流域治水部会」を新たに設置し、多田川流域の流域治水の取組を具体的かつ機動的に議論・検討を開始します。

※吉田川流域治水部会と同日開催

記

1 日時・場所

- ・ 令和4年10月5日(水) 15:30～ (吉田川流域治水部会終了後に開催)
- ・ 志田谷地防災センター(別紙 位置図を参照ください)

2 議事(予定)

- ・ 開催趣旨と部会の設置について
- ・ 名蓋川復旧対策検討会について 他

3 取材について

- ・ 会議は公開にて行います。
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、傍聴は報道関係者に限らせていただきます。取材を希望される方は、別紙参加申込書に記入の上、10月4日(火)16時までにメール又はFAXにてご連絡ください。
- ・ なお、取材配置にあたって撮影箇所や入場人数の調整などをお願いする場合がありますのであらかじめご了承下さい。

<発表記者会>

石巻記者クラブ、古川記者クラブ、宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会

問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所

住所:宮城県石巻市蛇田字新下沼80

電話:0225-95-0194(代表)



副所長(企画)

たかだ ひろほ

高田 浩穂 (内線205)

調査課長

もろはし たくみ

諸橋 拓実 (内線351)

宮城県 土木部 河川課

住所:宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号

電話:022-211-3176



総合治水対策専門監

すずき よしとも

鈴木 善友 (内線3176)

※鳴瀬川等流域治水協議会

令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、鳴瀬川等流域並びに北上川下流等流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するため協議・情報共有を行うことを目的として、流域の市町村長等で構成する流域治水協議会を令和2年9月18日に設置しています。

協議会においては、河川整備計画に基づく河川整備やダム建設、大規模氾濫減災協議会の取組方針に基づく避難や水防等の取組を十分に共有するとともに、被害の防止、軽減に資する流域における対策を関係者と丁寧な議論を重ね、地域ニーズ、課題を踏まえ、流域住民と一体となって協議を進める事としています。

※多田川流域治水部会

多田川流域での流域治水について、具体的かつ機動的に議論・検討するために、多田川流域治水部会を設置します。

多田川流域治水部会 構成員(案)

大崎市長

加美町長

宮城県 農政部長

宮城県 水産林政部長

宮城県 土木部長

宮城県 北部地方振興事務所長

宮城県 北部土木事務所長

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター 東北北海道整備局長

農林水産省 東北農政局 北上土地改良調査管理事務所長

林野庁 東北森林管理局 宮城北部森林管理署長

気象庁 仙台管区气象台 気象防災部長

国土交通省 国土地理院 東北地方測量部長

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所長

(事務局)

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 調査課

宮城県 土木部 河川課

【新型コロナウイルス感染拡大防止に関する留意事項】

- ・発熱、風邪症状、咳、体調不良等の方は参加をご遠慮ください。
- ・参加中のマスク着用など、参加される方ご自身で感染予防対策をお願いします。
- ・咳、くしゃみなどの症状がある方は必ずマスクを着用ください。
- ・うがい、手洗いの励行をお願いいたします。
- ・参加者への感染防止を考慮し事務局スタッフはマスク着用等でご案内させていただきます。
- ・当日ご参加される方、全員の記名をお願いします。

参加申込書

送信先 北上川下流河川事務所 調査課 あて

メールアドレス thr-742chosa01@mlit.go.jp

FAX 0225-94-9857

ふりがな（必須）	
お名前（必須）	
ご所属(会社名)（必須）	
ご連絡先(TEL/FAX/メール)（必須）	TEL FAX メールアドレス
連絡事項欄	

※送り状は不要です。本紙のみをそのままメールまたは FAX してください。なお、お手数ではございますが、受信確認のため下記までご連絡ください。

既に、「第 2 回吉田川流域治水部会」で参加申込をされている方は、改めてのご提出は不要です。

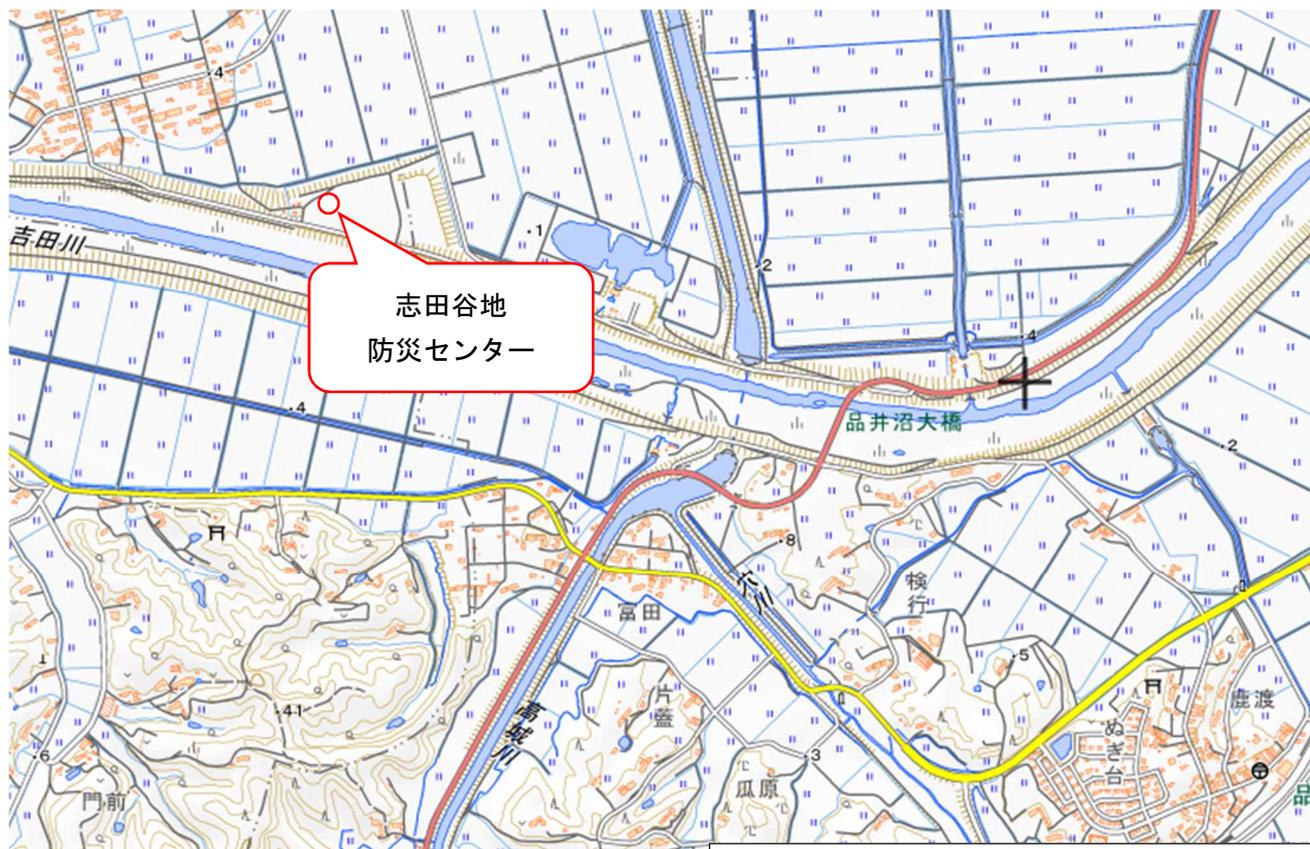
【受信確認先】

北上川下流河川事務所

TEL 0225-94-9847(直通)

※10月4日(火)16時までにご連絡をお願いします

【会場】志田谷地防災センター（大崎市鹿島台大迫字川北）



出典：地理院地図に集合場所等を追記して掲載

「多田川流域治水部会」規約(案)

(設置)

第1条 鳴瀬川等流域治水協議会(以下、「協議会」という)の下に、「多田川流域治水部会」(以下、「部会」という)を設置する。

(目的)

第2条 本部会は、協議会の取組の一環として、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を推進するとともに、多田川流域における流域水害対策について検討することを目的とする。

(部会の構成)

第3条 部会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 部会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、必要に応じて別表1の職にあるもの以外の者(学識経験者等)の参加を部会に求める事ができる。

(実務者会議の構成)

第4条 事務局は、部会構成員の同意を得て、必要に応じて部会の下に実務者会議を置くことができる。

2 実務者会議の運営、進行及び招集は事務局が行う。

(部会の実施事項)

第5条 部会は次の各号に掲げる事項を実施する。

2 多田川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討する。

3 多田川流域で将来起こり得る災害を見据えた対策目標を設定する。

4 流域視点での合意形成と地域の特性に即した効果的な施策を立案する。

5 あらゆる対策を迅速かつ確実に実施するための事業方策を具体化する。

6 部会での検討や実施結果を協議会へ報告する。

7 その他、流域治水に関して必要な事項の実施。

(部会の公開)

第6条 部会は原則として非公開とする。協議会へ報告することにより公開と見なす。

(事務局)

第7条 部会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、北上川下流河川事務所調査課及び宮城県土木部河川課が共同で行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、部会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、部会で定めるものとする。

(附則)

第9条 この規約は、令和4年〇月〇日より施行する。

別表1

多田川流域治水部会(仮称) 構成員

大崎市長
加美町長
宮城県 農政部長
宮城県 水産林政部長
宮城県 土木部長
宮城県 北部地方振興事務所長
宮城県 北部土木事務所長
国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター 東北北海道整備局長
農林水産省 東北農政局 北上土地改良調査管理事務所長
林野庁 東北森林管理局 宮城北部森林管理署長
気象庁 仙台管区气象台 気象防災部長
国土交通省 国土地理院 東北地方測量部長
国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所長

(事務局)

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 調査課
宮城県 土木部 河川課